

平成28年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市樽町地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのように行なっていくのか、具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

樽町地域ケアプラザの担当地域は綱島地区・樽町地区・大曾根地区・師岡地区の4地区をエリアとし、4つの連合町内会と5つの民生委員児童委員協議会有り、全体の人口は80,388人で世帯は38,587世帯と横浜市内でも最大の人口エリアを担当しています。(平成28年3月末現在)

(市内138か所のケアプラザ担当地域の平均人口約26,900人：平成27年3月現在)

【綱島地区】人口41,781人と大きな地区で、65歳以上の高齢者人口は15.6%。綱島駅を中心に商業地、住宅地が広がっています。課題として、大規模なマンションも多く、人口も増加して行く中で幅広い世代の顔の見える関係づくりにあると考えております。

【大曾根地区】人口11,056人、65歳以上の高齢者人口は22.6%。地域には住宅が広がり、緑も多く自然に恵まれた環境になっています。課題として、高齢者率が高い地域となっており、日常的な単身高齢者支援や緊急時の要援護者支援が重要になっております。

【樽町地区】人口17,107人、65歳以上の高齢者人口は12.0%。平坦な地区が多く緑に恵まれております。課題として、綱島同様、大規模マンションが多く、特に若い子育て世代の人口が急増しており、子供、子育て支援の相談も増えています。また、転入者も多くみられるため、新たに住人となった方々の地域との繋がりが大切だと考えております。

【師岡地区】人口10,444人、65歳以上の高齢者人口は19.4%。地域には丘陵が多く、近年環状2号線沿いに大型商業施設も建設されて、変化が大きい地区となっています。課題として、山坂が多く、またケアプラザまでは遠いため、ケアプラザだけではなく町内会館を拠点とした地域交流を積極的に進めて行くことが大切だと考えております。また、師岡町の出生率は横浜市でも高率であることから、これまでの高齢者福祉とともに子育て世帯の支援も必要になります。そのため新・旧住民が融合した地域のコミュニティがますます重要です。

【その他の現状と課題】

共通の課題としては、少子・高齢化、核家族、単身世帯の増加など家族形態の変化など福祉に関わる課題が多様化、複雑化しています。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

施設も13年を過ぎ安全確保及び長寿命化の観点から日頃より不具合等を記録し、早期に発見、把握し、施設を適切に維持保全していくことが重要となります。施設を安全かつ安心して利用していただくためには、日々の管理が重要と考えます。そこで、施設・設備の保守・管理については横浜市建築局保全推進課が策定した「維持保全の手引き」及び「施設管理点検マニュアル」に基づき施設・設備の定期的な点検を実施し、横浜市への報告を行います。

さらに、施設管理の安全性を高めるためにも積極的に研修に参加し保守管理に努めます。

なお、総合設備点検、空調設備、消防設備、電気設備、機械警備、害虫駆除、エレベーター及び自動ドア等の定期点検については専門の委託業者と契約し実施してまいります。

また、法令に定められた点検を行うことはもちろんのこと日常点検として職員による巡視点検を行い、日常の衛生管理についてもご利用される方が快適に使用できるよう、清掃・備品管理に努めてまいります。

〈予定実施内容〉

(1)維持保全業務の遂行にあたり、次の基本方針を踏まえて実施いたします。

- ・施設を安全かつ衛生的に保ちます。
- ・施設の機能及び性能等を保ちます。
- ・合理的かつ効果的な維持保全の実施に努めます。
- ・建物や設備機器等について点検を行い劣化・破損等の早期発見に努めます。
- ・環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止及び省エネルギーに努めます。

(2)日常の維持管理について

- ・清掃(委託業者)
- ・設備、防火、防犯点検(委託業者・職員)
- ・建築物、設備自己点検(職員)

(3)定期の維持管理について

- ・定期清掃(床・窓・照明・空調・害虫駆除：委託業者)
- ・エレベーター、自動ドア点検(委託業者)
- ・消防設備点検(委託業者)
- ・建物、設備総合点検(委託業者)
- ・電気設備点検(委託業者)

(4)その他

横浜市の公共建築物の保全に関する研修へ参加し適切な施設管理に努めます。

イ 効率的な運営への取組について

常に職員には、経営感覚及びコスト意識の助成等意識啓発を図りながら効率的効果的な施設運営に取り組んでいるところです。資源の有効利用を意識し無駄をなくす努力を今年度も引続き各会議等を通じ効率的で効果的な運営に取り組んでいきます。

1 日常的な取組について

- (1) 職員及び利用者への節電・節水及び省エネ対策への取組みに対する啓発及び協力依頼を積極的に推進する。(使用状況をグラフ化)

2 定期的な取組について

- (1) 職員会議等各会議等通じて引続き「PDCAサイクル」「費用対効果」「コスト意識」等効率的効果的事業運営の推進に努める。
- (2) 各種事業運営に関しては、常に各事業部門と密接に連携を図ると共に効率的効果的な事業運営に努める。

ウ 苦情受付体制について

法人の定める「福祉サービスに関わる苦情解決運用要領」や介護サービスに関わる「苦情対応事務処理要領」等に基づき苦情及び要望等について、適正迅速に対応しご利用者の信頼を高め頼りになる施設づくりを今年もさらに推進して行きます。

具体的には：

- ・ 掲示物・ご意見箱やアンケート調査で、意見・苦情を聞きたい旨をアピールいたします。
(ご意見箱は事務所から見えない場所に設置します)
- ・ 苦情に関しては、当法人では苦情解決調整委員会およびその第三者委員を設置し、各事業所の責任者等も定めた体制ととっています。
- ・ ご意見・苦情は初期対応が大切となるため、統一した初期対応マニュアルで対応いたします。
- ・ 苦情受付担当者及び責任者が不在の場合、どの職員でも不在時の対応ができるように研修を行います。

利用者等から寄せられた苦情等は苦情受付書に記録し、「内容→想定原因→対応経過→結果→再発防止」の順番で対応していきます。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

事故・事件・又は火災・地震等により損傷等（緊急事態）発生した場合は、直ちに必要な措置を講じられるよう日頃から緊急時の体制及び対応に備えます。

・ 防犯

館内外の巡視点検の際に不審者や不審物の発見に注意をしながら見回るとともに、施錠の確認、照明器具の故障、放火などにつながるものがないか等の確認を行います。さらに地域の警察とも情報交換を行い防犯に努めます。

また、来館される方には入口で必ず顔を見て挨拶を行います。顔を見て挨拶することにより防犯意識を高めます。

・ 防災

ご利用される方の安全のため、職員の誰もが自然災害（地震、風水害等）や火災などの発生時に対応できるように防災訓練を年2回実施します。その際に災害時に行うべき優先行動を把握し、災害の際に行うべき行動に漏れがないように、実際の災害を想定した訓練いたします。

また、施設をご利用される方に対しては初回施設利用時及び1年に1回避難誘導路の説明をいたします。

（防災訓練内容）

- ・ いかなる場面でも人命最優先を徹底いたします。
- ・ 災害に応じて初期消火・避難誘導・通報・館内放送が行えるように訓練いたします。
- ・ 疑似体験用ができる体験訓練を実施します。
- ・ 消火器、避難口の確認を反復して行います。
- ・ 地域が行う防災訓練へ参加し、連携を深めます。

・ 急病時の対応

利用者の急病やケガ等に関して、看護職員のみならず、職員の誰もが応急手当を心がけるなど速やかな対応ができるようにするとともに、医療機関への連絡などの的確な対応を行います。

また、緊急時には救命救急講習における救急救命活動及びAEDを使用し、ご利用される方の人命を最優先とします。

・ 災害時の対応

災害時の対応につきましては港北区防災計画に基づき関係機関と協力して人命最優先で職員が対応に当たります。特に安全確認・被害状況などは迅速に行い港北区へ報告します。

「特別避難場所開設・運営マニュアル」・「指定管理者災害対応の手引き」に沿って、特別避難場所開設準備に入ります。さらに特別避難場所開設要請時は区役所、地域住民、関係団体等と協力し対応に当たります。

オ 事故防止への取組について

事故防止マニュアルに基づき日々ご利用者の安心・安全及び施設に対する信頼を高める努力しているところですが、今年度もさらに安全点検及び職員教育等の研修を実施し事故防止対策の徹底に努めます。

- ・ 日々の設備器具等の安全点検を行うと共に朝夕の職員ミーティング時及び定例の職員会議時を通じて事故防止対策の徹底を図る。
- ・ 事故防止強化月間を定期的に設定し「自己チェックシート」「安全運転チェックシート」等を活用し全員の自己診断チェックを行い事故防止に対する意識啓発を実施する。
- ・ ご利用される方の安全を第一に考え、施設内に事故につながる危険個所が潜んでいないか法令に定められた点検を行うことはもちろんのこと、日常点検として職員による巡視点検を行い早期に発見、把握し必要に応じ対策を講じる。
- ・ 職員間で常に情報共有を行い情報収集に努める。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

個人情報保護については、個人情報の保護に関する法律及び横浜市個人情報保護に関する条例や法人の定める規程等を遵守し個人情報漏えい防止の徹底を図ります。

- ・ 法人定める個人情報保護に関する基本方針及び管理規程について個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、当法人内の個人情報の取扱いに関する体制及び基本ルールを定め保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎ適正な情報管理を徹底する。
- ・ 年度初めに職員全員に対する研修及び「個人情報漏えい防止チェックシート」点検及び「個人情報保護に関する誓約書」の提出を行う。
- ・ 新任職員に対する個人情報保護に関する研修を随時実施する。
- ・ 職員会議等を活用して個人情報漏えい防止に関する意識啓発を随時実施する。

キ 情報公開への取組について

施設を安心して利用できるよう理解と信頼を促進することを目的に、法人の「情報公開規程」に基づき、市に準じた情報公開をいたします。

- ・ 法人や各事業所の運営状況等については、機関誌や法人HPを通じて広く公開すると共に、施設内においても常時見られるよう、掲示・配架等いたします。また、開示請求等に対して適切に対応します。・ 法人「横浜共生会」のホームページや機関誌「共生会」を通じて事業計画及び事業報告や決算報告等広く情報を公開して行きます。
- ・ 施設の「樽町地域ケアプラザからのお知らせ」を定期的に発行し、各種事業等町内会を通じて幅広く地域の皆さまに情報を提供しています。
- ・ 施設内の掲示板を通じて事業計画・事業報告・予算決算書や各種規程等を公開し、施設の運営状況について利用者に情報を公開して透明性の確保に引続き努めます。
- ・ 日々の情報は事業所のホームページを通じて随時発信してまいります。

ク 人権啓発への取組について

「横浜市人権施策基本方針(改訂版)」の中の「一人ひとりの尊厳が守られ、力が発揮できるまち」・「人権意識の豊かなまち」の実現を目指し、人権尊重へ取り組んでまいります。具体的には、法人の「倫理規定」・「職員倫理規定に基づく行動指針」に基づいて行動いたします。また、法人職員対象に行われる「法人人権研修」に参加し職員相互で人権意識を高めていきます。

ケ 環境等への配慮及び取組について

地球環境問題に積極的に取組む共に、節電・節水対策を重点とした省エネ対策等環境問題に積極的に取組みます。

- ・日々の業務として、節電・節水・省エネ等の意識啓発及び励行の徹底に努める。
- ・「ヨコハマ3R夢プラン」に基づき、定期的にゴミ分別及び減量化や資源リサイクル等に職員全員で取組む。
- ・自主事業として「園芸講座」を引続き開催し、緑化推進ボランティアを育成すると共に施設周辺の環境整備（公園等）の推進及び啓発に引続き取組みます。
- ・隣接する「しょうぶ公園」の清掃及び花壇の手入れや「緑のカーテン」事業等園芸ボランティアと協働して引続き緑化推進に取組みます。
- ・施設の廃棄物を抑制すると共に市の分別ルートに沿って適切に分類し、資源化に取り組めます。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

- ・ 管理者 1名（包括支援センター主任ケアマネジャー兼務）
- ・ 担当者 専任職員6名（常勤1名, 非常勤5名）
兼務職員3名（包括支援センター社会福祉士1名, 主任ケアマネジャー1名, 看護師1名）

《目標》

- （1）要支援状態の軽減, 要介護状態になるのを予防するためご本人やご家族を尊重しながらも機能状態を的確にアセスメントしケアプランを作成する。
- （2）介護予防支援ケアプランにそったサービスが適切に実施できるよう各サービス事業者・医療関係・福祉関係者等の連携を取っていく。
- （3）個人情報取り扱いに厳重に注意し、郵送・FAXなどはダブルチェックを徹底していく。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- ・ 実費負担なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 特になし

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
350	350	350	350	350	350
10月	11月	12月	1月	2月	3月
350	350	350	350	350	350

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

常勤 2 名体制

《目標》

社会福祉法人 横浜共生会基本理念及び介護支援専門員倫理綱領を遵守し、適正なケアマネジメントを展開する。区役所、地域包括支援センター、医療機関、他サービス事業所など他職種との連携、協働に努めます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

●なし

●

●

《その他（特徴的な取組、PR等）》

ケアプラザエリア内の居宅介護支援事業所と連携に地域資源の活用に努めます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
6 0	6 0	6 3	6 5	6 7	6 9
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
7 0	7 0	7 0	7 0	7 0	7 0

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 介護サービス計画書作成・生活指導（相談援助等）・機能訓練（日常生活動作）
- 健康状態の確認・送迎・入浴・食事等

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分 ※入浴される方は別途約52円かかります。

（要介護1）	747円
（要介護2）	872円
（要介護3）	1,002円
（要介護4）	1,131円
（要介護5）	1,261円

- 食費負担 750円
- リハビリパンツ（1枚） 100円（使用分のみ）
- パット（1枚） 30円（使用分のみ）

《事業実施日数》 週 7 日 （年末年始を除く 359 日実施）

《提供時間》 9：00 ～ 16：15

《職員体制》

管理者 1 名、生活相談員 8 名、看護職員 6 名、介護職員 23 名、送迎運転手 10 名、事務職員 1 名の 51 名の職員が在籍し、1 日 15 名程の職員が出勤しております。

《目標》

今年度は「チームケアで作る、心地の良い空間」を目標に、ご自宅に近い空間で利用者がリラックスして過ごせるよう、支援してまいります。また、レクリエーションや行事等がマンネリ化しないよう、常に新しいものを考え、ご利用者の意見も反映させながら実施してまいります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・職員体制を整え、常にご利用者に寄り添い、要望にも応えられる環境作りをしていきます。
- ・内部研修等を通して、職員の質の向上を目指します。
- ・個人が自由に選択できるサービス提供ができるよう努めてまいります。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
1000	1000	1000	1000	1000	1000
10月	11月	12月	1月	2月	3月
1000	1000	900	900	900	1000

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 介護サービス計画書作成・生活指導（相談援助等）・機能訓練（日常生活動作）
- 健康状態の確認・送迎・入浴・食事等

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 - （要支援1） 1,792円
 - （要支援2） 3,672円
- 食費負担 750円
- リハビリパンツ（1枚） 100円（使用分のみ）
- パット（1枚） 30円（使用分のみ）

《事業実施日数》 週 7 日 （年末年始を除く 359 日実施）

《提供時間》 9:45 ～ 15:45

《職員体制》

管理者 1 名、生活相談員 8 名、看護職員 6 名、介護職員 23 名、送迎運転手 10 名、事務職員 1 名の計 51 名の職員が在籍し、1 日 15 名程の職員が出勤しております。

《目標》

今年度は「チームケアで作る、心地の良い空間」を目標に、ご自宅に近い空間でご利用者がリラックスして過ごせるよう、支援してまいります。また、レクリエーションや行事等がマンネリ化しないよう、常に新しいものを考え、ご利用者の意見も反映させながら実施してまいります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 職員体制を整え、常にご利用者に寄り添い、要望にも応えられる環境作りをしています。
- ・ 内部研修等を通して、職員の質の向上を目指します。
- ・ 個人が自由に選択できるサービス提供ができるよう努めてまいります。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
30	30	30	30	30	30
10月	11月	12月	1月	2月	3月
30	30	20	20	20	30

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

（1）相談・訪問事業

地域包括支援センターでは、この4月より3名の職員が増員され、6名体制で相談対応をすることになりました。さらに、各地域への出張相談も行いながら、地域の身近な相談窓口として、よりキメ細かな対応を心掛け、地域で暮らす住民の生活を支援するための幅広い相談に対応し、適時適切に必要な援助・情報提供等を行ってまいります。

（2）関係機関との連携

区役所をはじめ各関係機関と日頃からの業務連携を図りながら、当事者やご家族の負担や不安を抱えさせることなく、効率的且つ効果的な課題解決する相談窓口のワンストップサービスを心掛けます。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

4月に配置された、生活支援コーディネーターも含めた5職種が、地域支援や介護予防等を中心とした業務について、常に連携しながら行い、所内において定例会議等を行い、個別ケースと地域動向等を共有し、地域の課題と支援の方向性を確認し合いながら効率的効果的の事業運営へと繋げていきます。

〈主な定例会議として〉

- ・部門間会議
- ・連絡調整会議 ほか

〈主な事業として〉

- ・ひっとプラン港北推進支援
- ・民生委員との協働
- ・介護予防普及強化業務・介護予防推進事業
（介護予防教室、元気づくりステーション支援ほか）
- ・認知症予防啓発
（サポーター養成講座など）
- ・介護者支援
（介護者交流会・高次脳機能障害ネットワーク）
- ・インフォーマルサービス支援

（地区アセスメントと共有リストの作成、サロン立ち上げ支援など） ほか

3 職員体制・育成

（1）職員体制について

「横浜市地域ケアプラザ事業実施要領」「地域包括支援センター運営事業実施要項」及び「介護保険法」の規程等に基づき、適正な職員体制・配置を行っています。

[職員体制]

- ① 所長（管理者）：常勤1名
- ② 地域活動交流事業：コーディネーター（常勤）2名・サブコーディネーター（非常勤）4名
- ③ 地域包括支援センター：
常勤者5名：社会福祉士（3）・看護師（2）・主任ケアマネジャー（2）
非常勤5名：社会福祉士（1）・看護師（1）・ケアマネジャー（3）
- ④ 生活支援体制整備事業：コーディネーター（常勤）1名
- ⑤ 居宅介護支援事業：常勤者2名（介護支援専門員）
- ⑥ 通所介護支援事業：常勤者5名（生活相談員・看護師）・非常勤44名（看護師・介助員他）
- ⑦ 事務員（庶務・経理）：常勤者1名・非常勤者2名

(2) 人材の育成（職員研修）について

サービスの充実向上と適正円滑な事業運営の維持向上を図るため、毎年度職員研修計画に基づき、内部研修・法人研修・行政研修・外部研修等体系的に実施して知識、技術、技能等スキルアップを目指します。

[研修計画概要]

- ①施設内研修（毎月定例の研修・新任研修・個人情報保護及び人権研修他）
- ②法人研修（新任研修・各種専門職種研修・部門間合同研修・業務研修・人権研修他）
- ③市・区役所関係研修（地域活動交流事業職員・地域包括支援センター職員専門職他）
- ④市・区社協関係研修（新人研修・基礎研修・中堅研修・管理監督者研修・専門他）
- ⑤介護保険事業者研修（義務付け研修・任意研修他）

4 地域福祉のネットワーク構築

今年度も地域の関係機関との協働を第一として考え、各職員が連携を図りながらネットワーク構築に取り組めます。

(1) 地域との情報共有

地域の関係団体・組織（自治会・町内会・民児協・社協・老人会等）との連携をさらに深めるため、各種の会合やイベント等へ積極的に参加し情報交換や情報提供等を行います。

(2) 関係機関との連携

関係機関（区役所・区社協・各施設・事業所等）との会合や情報交換等に積極的に参加し、各種調整や双方向の遣り取りをしながら、連携強化に努めます。

(3) 日頃の業務を通じた地域支援

各種会合や地域活動の支援及びイベント等を通じて、様々な地域のネットワークの構築を支援し推進します。今年度も地域福祉保健計画（「ひっとプラン港北」）の推進に対して、地域活動交流部門及び地域包括支援センターが中心となり、地域福祉のネットワーク構築を目指し、地域力をさらに高める働きかけを区行政等関係機関とともに進めます。

5 区行政との協働

各種事業の推進及び地域の活動支援において、区担当職員と足並みを揃えながら業務を行います。そのためにもケアプラザとしては、区政運営方針を軸とし、常に念頭に置きつつ、日々の業務に当たります。

(1) ひっとプラン港北計画推進支援

4地区の推進委員会や役員会、サポートチーム会議等へ積極的に参加します。

(2) 区政運営方針との連携について

下記重点事業を中心に、各分野（子育て、障害、高齢者支援）の支援や事業を実施します。

①福祉のまちづくり

・高齢者や障害児者支援

地域包括ケアシステム構築に向けた様々な取組み

（地域ケア会議の開催、認知症サポーター養成講座、介護予防事業 他）

・子育て支援

（各種事業の実施やサークル活動支援や地域子育て支援拠点どろっぶとの連携 他）

・ひっとプラン港北の第三期策定及び推進支援

（綱島・樽町・大曽根・師岡地区計画の支援）

③安心安全なまちづくり

・要援護者支援（一人暮らし高齢者見守り事業や災害時要援護者支援事業 他）

④健康づくり

・よこはま健康スタンプラリー事業の実施

・よこはまウォーキングポイントの啓発及び参加

⑤港北エコアクション・港北魅力発見事業への参画

・オープンガーデンへの参加 他

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

地域包括支援センター職員及び生活支援コーディネーターと共に、地域の事業や話し合いの場へ積極的に参加します。特に民児協定例会やひっとプラン港北推進会議を中心に参加し、住民と顔を合わせながら、情報収集や情報提供に努めます。施設内においても、地域住民の視点を持ち、地域活動の紹介を地区別・テーマ別・対象者別に掲示し、さらに各種事業の場でも必要に応じて参加者にも情報発信をします。また、この4月より開設した施設独自のホームページやブログ、さらに地域独自のインターネット上のホームページ等の様々な媒体も活用しながら、施設内外の情報を幅広い世代にもれなく伝え、地域住民がケアプラザの理解や地域活動がより身近に感じてもらえるよう、絶え間なく情報発信できるよう努めます。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

館内に設けている「貸館利用団体紹介コーナー」を活用し、地域に身近な活動団体としてのPRの場を設けます。そして掲示団体に対しては、社会資源としてケアプラザを活動拠点に、地域住民に広く活動や参加の場を提供してもらうよう働きかけながら支援します。

また、ケアプラザの各種事業（自主事業・デイサービスなど）や区内の他CPとも情報交換を密にとりながら連携し、各利用団体に対して活動の場を提供します。さらに、昨年度より事業化した「福祉まつり」も継続することとなり、地域の方々共に企画し、日頃の活動が、広く地域住民に理解を深めてもらう一助になればと考えます。一方、団体側にも福祉保健団体として、それぞれの意識高揚も狙います。

3 自主企画事業

今年度も高齢者、障害児者、子育て支援を中心に福祉保健センター・区社協・地域の関係団体及び地域包括支援センターと連携を図りながら各種事業を行います。

定例事業については、利用者のご意見ご要望に耳を傾け、現状にとらわれず、さらに内容の発展充実をさせ、地域の福祉保健拠点となるケアプラザが、より身近な施設として位置付けられるよう努めます。

障害児者支援に関しては、引き続き区内ケアプラザをはじめ、区社協、福祉保健センター、地域活動ホーム及び、港北区地域自立支援協議会等の関係機関の協力の下、「こうほくなつとも（区域）」「こうほくからふる（区内北部5館共催）」「まめたる（大豆戸ケアプラザ共催）」「たるとも（樽地区社協主催）」「にじいろ（高次脳機能障害サークル）」と年齢やエリア等を区切りながら、より多くの方々に事業参加の機会を提供していきます。これらの事業を通じて、地域住民の障害の理解や、当事者やご家族が、共に地域の一員としての繋がりをもっていただく機会としての橋渡しが出来る仕組みを構築します。

また、今年度も「福祉まつり」を4地区（綱島・樽町・大曾根・師岡）の皆様と一緒に企画しながら、地域福祉の啓発や地区活動の紹介等を行い、地域の方々在地元の様々な活動の理解や活動への参加を後押しするきっかけの場に位置付けられればと考えます。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

ボランティア登録者や団体については、引き続き活動支援等を行い、皆様が生き甲斐や遣り甲斐の感じられる活動の場の提供やコーディネートを心掛けます。さらに定例事業を通じて、参加される方々から、さらなる担い手を発掘・育成します。

また、次世代育成にも重点を置き、エリア内の小中学校等に対して、地域の子どもたちや学生を広く受け入れ、福祉保健の啓発や今後の活動の第一歩にしてもらいます。

そして、各種事業の運営に関しては、これまでと同様に、地域で活動している既存の体操サークル、囲碁将棋サークル、子育てサークル、民児協や老人会等の方々と協働しながら実施し、より地域に身近な活動として位置づけ、多くの方がボランティア活動を自然な形で、気負いなくライフサイクルの一部に位置付けられるような、参加の仕組みと環境を整えます。

今後も地域包括支援センターや生活支援コーディネーター職員と共に、既存のボランティア団体の活動支援を行い、さらに、ひっとプラン港北や民児協等の定例会議の場等を通じて得た、地域の課題を把握しながら、新たな介護予防支援も含めた交流のできる場や活動の立ち上げサポートも、引き続き行います。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

地域の身近な相談窓口として各分野の情報収集に努めるとともに、各関係機関と連携していくことで、ワンストップサービスの拠点として相談者と一緒に課題に取り組みます。また引き続き、各種自主事業や民児協定例会等への訪問時に、相談窓口であることの周知をしながら、気軽に相談できる窓口を目指していきます。

地域包括支援ネットワークの構築

相談・訪問事業については、ケアプラザが身近な相談窓口として、地域で暮らす住民の生活を支援するための幅広い相談（介護保険等の制度では解決できない問題も含む）に対応し、適時適切に必要な援助・情報提供等を行っていきます。また日々の相談業務に加え、各種自主事業の実施、民児協定例会等への継続的な参加により地域課題の把握に努めてまいります。

〈主に開催する定例会議として〉

- ・ 5 職種会議
- ・ 地域ケア会議
- ・ 連絡調整会議 ほか

〈主に出席する事業として〉

- ・ 「ひっとプラン港北」推進支援
- ・ 民生委員との協働（民児協定例会ほか）
- ・ 介護予防普及強化業務・介護予防推進事業
（介護予防教室、元気づくりステーション支援ほか）
- ・ 認知症予防啓発（サポーター養成講座、キャラバン・メイト懇談会など）
- ・ 介護者支援（介護者交流会・高次脳機能障害ネットワーク）
- ・ インフォーマルサービス支援（サロン立ち上げ支援など） ほか

実態把握

ケアプラザ担当地域（綱島東・綱島西・樽町・大曽根・師岡）の民児協定例会への訪問や、毎月区役所・区社協と共に所内で開催する、「ケアプラザ定例カンファレンス」などの場を活かし、定期的な情報交換を実施し、地域における高齢者の実態の大勢を把握します。

情報共有した内容は、所内でデータの分類・管理を行い対象者の状況ならびに、地域の傾向なども把握できるような仕組みを確立させます。

主な出席予定

- ・ ケアプラザ定例カンファレンス
- ・ 民生委員児童委員協議会
（5 地区：綱島東・綱島西・樽町・大曽根・師岡）
- ・ インフォーマルサービス等
（サロン、老人会等）

2 権利擁護

権利擁護

成年後見制度や日常生活自立支援事業等が、より身近な制度として活用できることを、引き続き地域住民へ広報します。さらに、区役所と協働して、高齢者虐待防止のための地域での見守り体制の構築に取り組みます。また、「高齢者虐待防止ハンドブック研修」による事業所への虐待防止の取り組みの普及・啓発、「高齢者虐待防止連絡会」へ参加し、他機関との顔の見える関係づくりを行います。併せて、区役所主催の「成年後見サポートネット」等にも参加しながら、他職種（法律職、市民後見人等）との連携構築に努めます。

消費者保護に関しては、悪徳商法の予防等について、地域との会合の場で最近の被害情報を共有し、必要に応じて消費生活総合センターなどの専門機関へつなげるようにします。

実施予定事業

- ・行政書士による無料相談会
- ・弁護士（法テラス）による無料相談会
- ・消費生活センターによる住民向け講座
- ・港北区成年後見サポートネット

高齢者虐待

（１）虐待の疑いのある相談事例に対しては、把握の段階から区福祉保健センターと詳細な情報共有を実施する。介入時には緊密な状況共有のもと、事前に取り決めた役割分担に基づき適切適時な対応を行います。

（２）虐待防止事業の一環として、高齢者虐待防止連絡会への参加や虐待防止ハンドブックを用いた研修を行い、関係機関との連携強化・顔の見える関係作りをすすめていきます。

（３）養護者支援の一環として区福祉保健センターの協力のもと、介護者を対象とした「介護者交流会」を１２回（毎月）開催し、地域の家族会や各事業所等とも連携をとりながら養護者支援の充実を図ります。

また、引き続き地域包括支援センターが養護者支援の窓口であることの周知を目的に、開催案内のプリントにその旨を明記し、地域の会合や各種団体等への訪問時に積極的なアピールを行いながら、日頃より関わりのあるケースの方へ、ピンポイントに情報を届けられるような仕組みを作ります。

認知症

認知症を患っても本人、家族が安心した生活を送るためには地域住民の疾病に対する正しい理解を持っていただくことが大切です。地域の関係団体の活動の場等に訪問し、現行の見守り体制や区域での仕組み等を説明し、地域住民や学校、企業に向けた「認知症サポーター養成講座」を通じた普及啓発活動の取組みを行います。また、地域のキャラバン・メイトがより主体性を持って活動に参加できるよう協力体制を強化してまいります。

その他、「港北区認知症連絡会」や区役所・警察・包括主任ケアマネジャーの間で徘徊高齢者の発見・保護のためのシステム「港北かえるネット」の普及、啓発を引き続

き行いシステムの効果的な活用を目指します。

○実施予定事業

- ・認知症キャラバン・メイト懇談会（6月、2月 全2回開催予定）
- ・認知症サポーター養成講座随時開催予定

3 介護予防マネジメント

介護予防ケアマネジメント力

- （1）包括職員・地域交流コーディネーター・生活支援コーディネーターと共に、地域の方々と連携を取りながら、活動へ参加し介護予防普及啓発を実施します。
- （2）各地区の民児協や町内会等の会合等へ積極的に参加し、地域の問題を認識し、的確に対応、支援していきます。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ・5地区民生委員児童委員協議会の継続的参加
- ・（師岡）地区社協理事会議継続的参加
- ・（大曾根、師岡、綱島、樽町）ひっとプラン推進委員会議の継続参加
- ・インフォーマルサービス、通所介護・通所リハビリアピールシート情報誌の更新
- ・ケアプラザ広報誌にて地域住民に介護保険サービスについて周知
- ・民生委員児童委員や一般住民を対象に介護保険サービスについて周知
- ・大曾根地区、師岡地区の民生児童委員とケアマネジャーとの懇談会

医療・介護の連携推進支援

[ケアマネジャーを対象に研修会を開催]

- ・「誤嚥性肺炎について考える」
- ・事例検討会（3回）

[新任ケアマネジャーを対象に研修会を開催]

- ・「介護保険外サービスについて学ぶ」（研修後に懇談会を開催）
- ・「介護予防・日常生活支援総合事業について パート2」
- ・「みえる事例検討会」
- ・「（内容未定）医療連携研修」（2回）

ケアマネジャー支援

- ・ケアマネジャースキルアップを目的にカンファレンスを随時開催
- ・区ケアマネ連絡会へ区内で2名選出し、定例会や役員会に出席し、共同事業の企画、運営の後方支援
- ・支援困難ケースについて随時相談に応じ、担当者会議の出席や同行訪問を随時実施
- ・制度上への質問については、随時根拠資料、市への回答を添えて情報提供
- ・ケアマネジャーの繋がり、スキルアップを目的に事例検討会（3回）
- ・樽町 CP エリアのケアマネジャー同志のネットワーク構築支援のため随時、打ち合わせ会議や勉強会を実施

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

- ・ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護、ケアマネジャーにて高齢者支援ネットワークを利用して合同カンファレンス実施し顔の見える関係作りを構築（カンファ3回予定）
- ・ 樽町CPエリアとケアマネジャの通所介護相談員ケアマネジャーとの顔の見える関係作りを構築（懇談会開催を予定）
- ・ 地域連携医療協会（ACMC）と連携してケアマネジャーとの連携を目的とした勉強会開催の支援

介護予防事業

介護予防事業

今年度も区役所担当者や包括職員並びに地域交流・生活支援コーディネーターと共に、各地区の特色を活かしながら、介護予防の促進を図ります。

- （１）地域介護予防活動支援において、地域の活動の場の状況把握と拡大を目指し、介護予防グループの運営に対して継続的に支援します。また地域の状況を見極めながら、必要に応じて新たな活動の立ち上げを検討します。
- （２）地域の様々な団体活動等へ参加し、健康づくりや介護予防等の情報提供や啓発を行います。
- （３）介護予防グループ間の交流を通して、抱える問題の把握と適切な助言を行いながら、各組織の活性化や継続活動を促します。
- （４）ロコモ予防教室を開催し、体操、口腔、栄養の観点から介護にならない身体づくりを目指し、介護予防普及啓発活動を実施します。

その他

特になし

平成28年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名：樽町地域ケアプラザ

平成28年4月1日～平成29年3月31日
(単位：千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	認知症対応型 通所介護	予防通所介護	生活支援
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援					
収入	指定管理料等収入	14,078	39,576	151						5,789
	介護保険収入				12,000	11,100	91,500	6,500	9,000	
	その他									
	認定調査					300				
	利用者負担金収入							13,600		
	利用者食事代							10,000		
	その他の収入							3,100		
収入合計(A)	14,078	39,576	151	12,000	11,400	133,700			5,789	
支出	人件費	10,000	36,500		13,700	11,200	93,620			5,480
	事務費	800	1,200		800	700	9,815			
	事業費	200	60	151	20	80	14,961			309
	管理費	2,173	1,292		700	50	14,000			
	その他									
	施設使用料相当額						3,990			
	協力医謝金		504							
	修繕費	80	20							
運営協議会費	25									
消費税	800									
支出合計(B)	14,078	39,576	151	15,220	12,030	136,386			5,789	
収支 (A) - (B)	0	0	0	-3,220	-630	-2,686			0	

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業（認知症対応型通所介護等他の事業）を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。

※ 指定管理料提案額をベースに作成してください。